

戦没者の遺族の皆さまへ
特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者等の遺族のうち、平成七年四月一日において公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がいない方に特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債が支給されます。

1、支給の条件
特別弔慰金を受けることができるのは、満洲事変（昭和六年九月十八日）以後の戦没者等の遺族の方ですが、平成七年四月一日現在において公務扶助料、遺族年金を受ける方がいない場合に限られます。

2、支給の対象者
特別弔慰金は、主として次の遺族のうち順序に従い最も順位の方一人に支給されます。
(1)平成七年四月一日までに弔慰金（国庫債券）の受給権を取得した方
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等と生計をともにしていた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組に

より平成七年四月一日に氏が変わっている方は除かれます。）
(4)③以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(5)①から④以外の三等親以内の親族（戦没者等の死亡まで引き続いて一年以上生計をともにしていた方に限ります。）

3、請求の期限
請求は、平成十年三月三十一日までです。それまで請求しませんでしたと受給できなくなります。

4、受付窓口
保健福祉課が受付窓口です。請求書等の用紙は窓口へ備えてあります。他に戸籍抄本等も必要です。

なお、詳しいことにつきましては、福祉係（内線34番）までお問い合わせください。

第三号被保険者の特別届出を忘れずに

◎「第三号被保険者の届出」はお済みですか？
厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている二十歳以上六十歳未満の配偶者は第三号被保険者として国民年金に加入しなければなりません。また、

その保険料は、厚生年金や共済組合が制度全体で負担するので、自分で納める必要はありません。第三号被保険者として認定されるには、役場に届出をすることが必要ですが、届出を怠り二年間が経過するとその期間は時効により保険料を納めた期間として扱われなくなります。

また、届出を遅れて行った場合でも、直近の二年間までが保険料を納めた期間とされ、それ以前の期間は未納期間として扱われてしまいます。

◎「特例届出」で年金額アップ
このような「第三号被保険者の未届出期間」がある人に対して、特例措置が設けられました。平成七年四月から平成九年三月までに「特例届出」を行えば、過去の第三号被保険者の未届出期間はすべて保険料を納めた期間として扱われます。

なお、この特例措置はすでに年金を受けている人にも適用され、過去に未届出期間がある人は「特例届出」をすることにより年金額が増額されます。

詳しいことは、役場住民係内線38番または、社会保険事務所へお問い合わせください。

お年寄りの介護者のことのお知らせ

ご家族に寝たきり等でお世話の必要なお年寄りがいらっしゃる方は、お気軽にご出席ください。

年をとると、食べ物をかむ力や飲み込む力が弱くなり、毎日どんな食事を作ってやったらよいか悩みますね。

今回は、お年寄り向けの食事について、試食をしながら学びたいと思います。

日時 十一月二十八日（火）

午後二時～三時半
「パバとママのウェルカムベビセミナー」のお知らせ

会場 デイサービスセンター
内容 ・お年寄りの食事の工夫（栄養士）
・試食（二品）
申込み 十一月二十七日（月）までに保健福祉課保健婦にご連絡ください。

お産や赤ちゃんのこと、親になる心構えなど、一緒に学んでみませんか。

◎日時 11月14日（火） 夜7時～9時
◎会場 役場保健センター 集団検診室
◎対象 妊娠5カ月以降の妊婦さんと、ご主人
◎内容 ・お産の兆候
・赤ちゃんの世話・実習
・母乳で育てよう etc.

町では、パバとママになられる方を対象に「ウェルカムベビセミナー」を開催します。

「できる時にできることを」をモットーにボランティア活動を生涯学習の一手段として位置づけしておりますから私たちは自分自身楽しんでおります。趣味を活かして人と人との出会いを楽しんで町に協力する、これからはそんなボランティアがどんどん増えてくると思います。

もし、お宅に綿100%の洗濯済みの古布がありましたらそれとハサミとお茶代100円をお持ちになって是非この会にご参加下さい。どなたでもけっこうです。ご近所の方お誘い合わせていらしてください。

この日は布を切る作業とプロによるゆかいなカラオケ指導、茶話会もあわせておこないますのでどうぞお楽しみに。

とき 11月11日（土） 朝9時半～11時半
ところ 老人福祉センター
連絡 白井己致子（本町五町当住宅B・32） TEL 38-5318

楽しんでボランティアの日
下ふき布つくり&カラオケ!!

スポーツに文化教養にボランティアとしてコミュニティに参加協力し活躍していらっしゃる方が大勢いるこの小須戸町。頼もしいかぎりです。私たちもおよばずながらこの町の在宅介護を支援しようと、寝たきりや痴呆のかた用のポイ捨て下ふき布を集めています。



この布は介護者と保健婦・ヘルパーが介護時に必要とし、今現在も使っているものです。布は紙に比べたいへん肌優しくお湯も使うことができます。それに布は古布で十分です。綿100%の着古した下着やTシャツ、使い古したシーツなどのほうがかえって新しいものより水を吸いやすく便利なのです。



「できる時にできることを」をモットーにボランティア活動を生涯学習の一手段として位置づけしておりますから私たちは自分自身楽しんでおります。趣味を活かして人と人との出会いを楽しんで町に協力する、これからはそんなボランティアがどんどん増えてくると思います。

もし、お宅に綿100%の洗濯済みの古布がありましたらそれとハサミとお茶代100円をお持ちになって是非この会にご参加下さい。どなたでもけっこうです。ご近所の方お誘い合わせていらしてください。

この日は布を切る作業とプロによるゆかいなカラオケ指導、茶話会もあわせておこないますのでどうぞお楽しみに。

とき 11月11日（土） 朝9時半～11時半
ところ 老人福祉センター
連絡 白井己致子（本町五町当住宅B・32） TEL 38-5318

健康相談
母子手帳発行日のお知らせ
妊婦及び幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。
日時 11月6日（月）・13日（月）・20日（月） 27日（月）
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 役場保健センター

補聴器
巡回相談
専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。
実施者
▼新潟リオン
●時間 午前11時30分～12時まで
●相談日 11月6日（月）・13日（月）・20日（月） 27日（月）
▼キコエ補聴器
●時間 午後3時30分～4時まで
●相談日 11月1日（水）・15日（水）
会場 いずれも、役場保健センターロビー

心配ごと相談
場所 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分
11月の相談日
7日（火） 吉田 吉平・佐藤二三雄
14日（火） 成田 ノリ・五十嵐 節
21日（火） 木村敬三郎・荒木 幸平
28日（火） 齊藤 一策・本望 清策
※相談は無料、秘密厳守。

無料法律相談
相談日 11月22日（水）
相談日 午前9時30分～12時まで
会場 役場（二階）保健指導室
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話（38-3111番内線37番）でお願いたします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

特設人権相談所開設
家庭内のもめごと、いじめなど、あらゆる問題のご相談に応じます。
日時 11月7日（火） 午前10時～午後3時
場所 小須戸町中央公民館
担当 人権擁護委員・法務局担当者

栄養改善講習会
ふれあい会館
11月8日（水） 午前9時30分から
内容 乳製品をつかって
◎矢代田公会堂
11月29日（水） 午前10時から
内容 貧血予防食

入札結果
(工事費500万円以上、消費税を除く)

工事名	工事場所	工事費	完了予定日	工事業者
小向中庄線布設工事 (A工区)	新保～横川浜	2,050	H 8.2.29	㈱藤崎兄弟商会
小向中庄線布設工事 (B工区)	横川浜	2,000	H 8.2.29	北栄建設㈱
下水道工事に伴うガス水道管布設工事	天ヶ沢新田	560	H 7.12.25	高井商会
307・306・302路線公共下水道工事	天ヶ沢新田	1,500	H 7.12.25	㈱名古屋組
小須戸町老人福祉施設渡廊下工事	小須戸	580	H 7.11.30	板井建設㈱
208路線公共下水道工事	矢代田	1,050	H 7.12.5	〃
第2号道路第6次工事	小須戸	4,300	H 8.3.25	〃
大沢公園造成工事	天ヶ沢新田	4,500	H 8.3.30	〃